平成２４年（フ）第７３号
宮城県黒川郡富谷町富ヶ丘３丁目５番21号
債務者　梨崎　　透
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
仙台市青葉区堤通雨宮町５番22号　グリーンハイツ上杉303
債務者　原　一十三
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
仙台市青葉区宮町４丁目４番47号　千葉アパート102
債務者　伴場とよ子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
仙台市太白区郡山３丁目24番15号　ロキシーグリーンキャッスルＢ―102、従前の住所仙台市太白区郡山６丁目１番38号　寿荘２
債務者　丹野　祐也
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
秋田市横森１丁目１番11号
債務者　日沼　　勲
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
秋田市寺内字三千刈76番地　ロイヤル三千刈Ａ―２階207号、前住所秋田市八橋本町４丁目５番15号
債務者　田村　美義
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７号
秋田市八橋本町４丁目５番15号
債務者　田村　英子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
秋田県仙北市角館町小勝田中川原126番地254
債務者　後藤　秀男
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２１号
秋田県仙北市角館町小勝田中川原126番地254
債務者　後藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１５号
福島市北沢又字川原田18番地の８　県住２―203
債務者　駒井絵理賀
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５５号
茨城県古河市坂間191番地４　ソフィアけやきＣ棟102号、前住所茨城県水戸市堀町1323番地の23
債務者　飯塚加葉子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６１号
茨城県結城郡八千代町大字川尻471番地２　八千代アパート102
債務者　尾崎　君子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第６６号
茨城県結城市結城853番地１　エンブレムＡ103、住民票上の住所茨城県結城市大字結城2941番地８
債務者　鮎川　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６６号
千葉県船橋市行田３丁目11番４棟203号
債務者　三橋　　繁
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６７号
千葉県船橋市行田３丁目11番４棟203号
債務者　三橋瑠璃子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９号
千葉市花見川区花見川７番11棟404号
債務者　橋本　友行
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５２号
千葉県八千代市大和田新田105番地１　セレシア101
債務者　関　　香織（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係